



技能実習適正化支援センターの渡邊です。

令和4年度の受入形態別・事由別技能実習実施困難時届出件数が発表されました。団体監理型の数字は右図の通り、実習生都合による件数は合計で39,656件、その内「行方不明」は9,022件にのびます。

日本は少子化による人口減少が進み、ますます人手不足に拍車がかかることが予想され、外国為替市場では相変わらずの円安傾向にある状況下でこの数字を見ると、我が国は外国人労働者から選ばれる国になっているか心配になります。制度に関わる関係者として、この数字を真剣に受け止めています。皆さんはどのように考えますか。

		44,242	
団体監理型	監理団体都合	154	
		許可取消	11
		監理事業の廃止	4
		その他	139
	実施者都合	4,432	
		認定取消	78
		経営・事業上の理由	3,319
		その他	1,035
	実習生都合	39,656	
		病気・怪我	3,295
実習意欲の喪失・ホームシック		6,507	
本国の家族都合		8,399	
行方不明		9,022	
	その他	12,433	

■ どうすれば外国人労働者から選ばれる国ニッポンになれるのか

筆者（特定社会保険労務士・野瀬一司）は、若い頃、東南アジアの某国に駐在した経験があります。当時の彼の地の生活環境・労働環境は、現在の我が国のそれと比べると、比べ物にならないほど劣悪でした。また、現地での日常生活及び駐在員としての業務を遂行するうえで、大きな障害となったのは何といても「現地語」でした。英語は一部の政府関係者やビジネスマンしか通じず、一般人には英語は全く通じない様な状況でした。そこで、現地語を習得すべく先生を探しましたが、日本語で教えてくれる先生は見つからず、英語を介して現地語を勉強することになりました。人生の中で大学受験勉強よりはるかに真剣に勉強しました。その甲斐もあって、現地の中流家庭に下宿していたこともあり、駐在開始約3か月後位には日常会話は喋れるようになりました。肝心の駐在員としての仕事は、駐在開始後、およそ半年位で、日本からの来訪者のアテンドや一人で出張しても何とか役割を果たすことができる水準までになりました。現地語がある程度喋れる様になると、下宿先の家族、駐在員事務所の現地職員、仕事上の取引先の社長・担当者等、現地での友人、その他の現地の人達とのコミュニケーションにおいて言葉の壁が低くなり、彼の地の商売のやり方や文化や風習に慣れてきて、帰国時には彼の地を第2の母国とも思えるようになりました。

やや乱暴ですが、このことを技能実習生に応用して考えてみます。実習生が（難しいと思われる）日本語をある程度理解できて、実習期間中に病気や怪我をすることもなく、楽しく仕事できて、日本の文化・習慣になれて、かつお金を稼ぐことができればどうであろう。筆者の様に我が国ニッポンを第2の母国、選ばれる国ニッポンと思える様になる可能性が高いのではないかと考えます。

仮に、入国前と入国後の講習を通じて、日本語や日本の風習が少し理解できるようになり、実習生手帳に網羅されている様な情報（技能実習法、入管法、労働関係諸法令、母国語で相談できる窓口など）がある程度理解できれば

どうであるか。また、実習生が、実習後に実習実施者から生活指導、就業上の指導、雇入れ時の安全衛生教育等を適切に受けることができればどうであろうか。また監理団体の適切なフォローアップがあればどうであろうか。行方不明の件数は減り、実習生都合の届出件数は減るかもしれません。現実には、実習生の日本語習得や仕事に対する向上心があることが前提であり、それほど単純ではありません。しかし、監理団体、実習実施者、そして弊センターを含めた関係者が協力して「どうすれば外国人労働者から選ばれる国ニッポンになれるのか」を考えれば、自ずと道が開けるのではないかと思います。

最近、「2024年の改正入管法により外国人労働者に対する日本語教育の継続的な実施が義務化となる」との噂があり、筆者なりに各省庁のホームページを検索しましたが、この噂を裏付ける有意な情報は得られませんでした。しかし、総務省では「外国人の日本語教育に関する実態調査」を実施しており、その調査に基づく通知を公表しています。また国土交通省においては、将来、外国人にも自動車運転手の業務を開放することに言及しています。各業界において人手不足が顕著になっていることより、外国人労働者の就労ニーズがますます高まり、そのための日本語教育等の重要性が一層注目されています。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>